

市第 10 号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正内容

(1) 指定管理者制度を導入する公園の追加

「三ツ沢公園（体育館を除く。）」

(2) 利用料金制の導入

「三ツ沢公園」にある施設に利用料金制を導入します。

ア「球技場、陸上競技場、補助陸上競技場、庭球場、野球場」及び「附属設備」は現行の料金を規定。

(ア) 施設の利用料金

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用		備考
	単 位	金 額	単 位	金 額	
陸上競技場	1 日につき	52,800円	1 回につき	200 円	横 浜 市 公 園 条 例 で 規 定
補助陸上競技場	1 日につき	13,500円	1 回につき	100 円	
球技場	1 試合につき	21,000円			
庭球場	1 面 1 日につ き	13,200 円			
野球場	1 日につき	15,600 円			

庭球場及び野球場の利用料金については、横浜市公園条例で既に規定されているので、三ツ沢公園にも適用するものです。

(イ) 附属設備の利用料金

附属設備の種別	単 位		金 額	備考
競技用器具	1 日につき		5,300円	横浜市公園 条例で規定
場内放送設備	1 回につき		4,500円	
温湯シャワー	1 回につき	個人用	100円	
		団体用	3,500円	
更衣用ロッカー	1 回につき		100円	
屋外照明設備	1 時間につき		54,000円	
メインスコアボード	1 回につき		2,400円	
ゴールタイマー	1 回につき		1,000円	
フィールド電光掲示板	1 回につき		1,000円	
大型映像装置	1 基 1 時間につき		6,400円	
会議室	1 室 1 回につき		9,000円	

イ「馬術練習場」については、現行の馬場のみの使用料1回200円に加え、馬の使用料と乗馬指導料を含めた1時間あたり5,700円の利用料金を規定。なお、利用がほとんどない貸切使用料は廃止。

	種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
		単 位	金 額	単 位	金 額
改正案	馬術練習場 (利用料金)			1 時間につき	5,700 円
現 行	馬術練習場 (使用料)	1 日につき	3,500円以内	1 回につき	200 円

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

3 選定スケジュール（予定）

三ツ沢公園

- ・ 公募の開始 平成 27 年 6 月
- ・ 指定管理者の指定 12月
- ・ 指定管理の開始 平成 28 年 4 月

(参考 1) 公園の概要



(参考 2) 指定管理者制度の目的

公園を含む「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者の能力を活用しつつ、利用者サービス向上と経費の削減を図るため、指定管理者制度が導入されているものです。